

## 報告 1

三次市学校給食共同調理場整備計画庁内検討委員会設置要綱を制定する告示について

三次市学校給食共同調理場整備計画庁内検討委員会設置要綱を制定する告示について，別紙のとおり報告します。

令和 2 年 7 月 2 0 日 提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

## 三次市教育委員会告示第23号

三次市学校給食共同調理場整備計画庁内検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年7月17日

三次市教育委員会

教育長 松村 智由

### 三次市学校給食共同調理場整備計画庁内検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 安全・安心な学校給食を、市内全ての児童・生徒に可能な限り同じ条件で安定的に、かつ、継続して提供するための新調理場整備に係る整備計画案について、財政面やデジタルトランスフォーメーション（DX）の活用、食育、地産地消などの幅広い視点で、調査及び検討するため、三次市学校給食共同調理場整備計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 庁内検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 三次市学校給食共同調理場整備に係る調査及び検討を行い、整備計画案を取りまとめ、市長及び教育委員会に提案すること。
- (2) その他整備に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 庁内検討委員会は、委員長、副委員長及び検討委員をもって組織する。

2 委員長は、三次市副市長の事務分担に関する規則（平成20年三次市規則第

34号。以下「規則」という。)第2条第1号に掲げる副市長をもって充て、副委員長は、規則第2条第2号に掲げる副市長及び教育長をもって充てる。

3 検討委員は、別表のとおりとする。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総括し、庁内検討委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 検討委員は、委員長の指示を受けて所掌事務に従事する。

(会議)

第5条 庁内検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め意見を聴くとともに、必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 検討委員の任期は、任命の日から整備計画の策定が終了する日までとする。

(事務局)

第7条 庁内検討委員会に関する事務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月17日から施行する。

別表（第3条関係）

	職名
検討委員	教育次長
	総務部長
	経営企画部長
	危機管理監
	地域振興部長
	市民部長
	福祉保健部長
	子育て支援部長
	産業振興部長
	建設部長
	水道局長